

# 合併処理浄化槽整備費補助金交付までの流れ

※申請者となっている手続きは、申請者本人以外（施工会社など）が行うことができます。

1 「補助金交付希望申込書」（様式第1号）の提出

【申請者から環境保護課へ】

- ・環境保護課に直接持参してください。※郵送、FAX不可。代理人可。
- ・地域によっては、実地確認をさせていただく可能性があります。
- ・先着順で受付を行います。予算額に達した日に複数の申込書を受け付けている場合は、その中で抽選を行い、申請対象者を決定します。
- ・「補助金交付希望申込書」提出後は、補助予定額が増額する記載内容の変更は、受け付けませんので、ご注意ください。

《添付書類》

- ・設置場所案内図（明細地図等の写し）

2 対象地域や補助予定額、予算範囲内か否か等を確認し、申請対象者を決定する

【環境保護課】

3 申請対象者となった旨の通知及び「補助金交付申請書」（様式第2号）の送付

【環境保護課から申請者本人へ】

4 「補助金交付申請書」（様式第2号）を提出

【申請者から環境保護課へ】

- ・2の通知を受け取ってから1月以内に提出してください。

《添付書類》

- (1) 浄化槽配置配管図（浄化槽配置場所、排水管（赤）を明示したもの）
- (2) 建築平面図
- (3) 浄化槽設置届出書の写し（保健福祉事務所の収受印の押印してあるもの）
- (4) し尿浄化槽概要書の写し
- (5) 見積書の写し（合併処理浄化槽設置に係る工事施工についてのみもの）
- (6) 型式認定書（浄化槽法第13条第1項に基づく認定）、  
型式適合認定書・型式適合認定書別添仕様書及び図面、国土交通大臣認定書
- (7) 浄化槽設備士免状の写し  
(昭和63年度より前に浄化槽設備士を取得された場合は、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し)
- (8) 登録証（発行：全国浄化槽推進市町村協議会会長）
- (9) 直近の過去1年分の納税証明書…市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税証明書。市役所資産税課（11番窓口）、各支所等で発行できます。

5 書類審査

【環境保護課】

- ・書類内容、納税状況、暴力団員ではないこと等の審査を行います。

約1週間

6 「補助金交付決定通知書」の送付

【環境保護課から申請者本人へ】

7 合併処理浄化槽設置工事着工

【申請者】

- ・「補助金交付決定通知書」を受けてから工事着手を行ってください。
- ・工事の際に、写真撮影を行う必要があります。

工事完了後1月以内に次の「実績報告書」を提出して下さい。

8 「実績報告書」(様式第7号)の提出

【申請者から環境保護課へ】

- ・「実績報告書」の提出期限は、その年度の3月31日です。提出期限を超えた場合は、補助金の交付ができません。

《添付書類》

- (1) 浄化槽法定検査手数料受領証の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者との業務委託(維持管理)契約書の写し
- (3) 浄化槽清掃業者との業務委託(清掃・汚泥引抜)契約書の写し
- (4) 請求書または領収書の写し  
(合併処理浄化槽設置に係る工事施工についてのみのもの)
- (5) 合併処理浄化槽施工チェックリスト(本市様式があります)
- (6) 登録浄化槽管理票(C票)(発行:浄化槽製造会社)
- (7) 工事時写真
- (8) 請求書(本市様式があります)
- (9) 産業廃棄物管理票(単独処理浄化槽撤去工事を行う場合)

9 書類審査

- ・提出書類や写真等を確認し、適切に工事が遂行されたか審査を行います。

「実績報告書」受理後1月以内

10 合併処理浄化槽整備費補助金の交付

お問い合わせ先

小田原市役所 環境部環境保護課 公害対策係

(33-1483)